

令和3年（2021年）11月29日

**第24回 新型コロナウイルス感染症対策本部（法定）会議
（書面開催）**

1 日時 令和3年（2021年）11月29日（月）

2 案件

- （1）「基本的対策徹底期間における対応」に伴う対応について（付議）
（総合経営部・生活安全部）別紙

令和3年(2021)年11月29日

総合経営部
生活安全部

「基本的対策徹底期間における対応」に伴う対応について

東京都は、令和3年(2021年)11月25日(木)開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、「基本的対策徹底期間における対応」を決定した。

このことに伴う本市の対応について、下記のとおり決定する。

記

1. 基本的な考え

- (1) 東京都の「基本的対策徹底期間における対応」に示される要請に速やかに対応する。
- (2) 東京都の「基本的対策徹底期間における対応」において、「要請」ではなく「協力依頼」についても、原則速やかに対応する。

※「基本的対策徹底期間における対応」の期間

令和3年(2021年)12月1日(水)から、都が「レベル1」の状況にある間

2. 公共施設の使用制限

- (1) 一部使用制限がある施設

※前回から変更なし

J:COM ホール八王子	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)
学園都市センター	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)
いちようホール	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)
南大沢文化会館	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)
生涯学習センター (クリエイトホール)	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)
子どもキャンプ場	○酒類の持込禁止 ※令和3年12月1日～令和4年2月28日まで冬季閉鎖

- (2) 上記以外の施設は通常どおり(制限なし)

3. イベントの開催制限

市が主催するイベントの開催に当たっては、次に示す必要な感染防止策を行う。

(1) 収容定員

	施設の収容定員		
	5,000 人以下	5,000 人超～ 10,000 人以下	10,000 人超～
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
		「感染防止安全計画」を策定した場合 収容定員まで可	
大声あり	収容定員の半分まで可		

(大声ありのイベント)・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント

(大声なしのイベント)・・・上記以外のイベント

(2) 対策

- ①原則、マスクの常時着用を徹底する。
- ②入場時に検温と手指消毒を行う。(発熱者、有症状者の参加は断ることを開催前に周知しておく)
- ③大声を出さないことを徹底し、大声を出す市民には、個別に注意を行う。(スポーツイベントなどでは鳴り物を禁止)
- ④施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)は、こまめな消毒を行う。
- ⑤こまめな換気を行う。
- ⑥密集を回避する。
- ⑦参加者の連絡先を把握する。

4. 市民周知

市ホームページで周知する。